

告示

埼玉県告示第二百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、
秦土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、
次のとおり届出があった。

令和八年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任	職名	氏名	住所
理事	増田 征一	埼玉県熊谷市日向七百二十番地一	
	吉野 福司	同 四百五十二番地二	
	増田 晃	同 八百四十番地一	
	島田 徳治	同 八百八十番地一	
	船田 重則	同 千八百八十四番地	
	増田 浩介	同 千四百四十番地	
	吉野 光浩	同 四百九十四番地四	
	山本 忠	葛和田三千百六十九番地	
	天野 芳一郎	同 九十二番地三	
	舞原 博行	同 八百二十四番地一	
	橋本 利男	同 千七百七十六番地	
	石井 淳	同 五百四十一番地	
	五月女 清孝	同 八百四十番地一	
	市野瀬 斤三	同 弁財百六十三番地	
	小峰 正明	同 百五十八番地	
	鈴木 吉明	同 大野百十三番地	
	長谷川 淳一	同 上須戸七百五十五番地一	
	小澤 武司	同 深谷市東方三千二百九十七番地ユングフラ ウ五号	
	吉野 昌代	同 熊谷市日向五百二番地	
	岡 秀美	同 同 五百七十六番地三	
監事	吉川 勝則	同 葛和田千八百十八番地	
	吉野 祐介	同 上須戸三百五十七番地一	
	荻野 晃三郎	同 俵瀬百五十四番地	

二 退任

職名	氏名	住所
理事	増田征一	埼玉県熊谷市日向七百二十番地一
	吉野福司	同 四百五十二番地二
	増田晃	同 八百四十番地一
	島田徳治	同 八百八十番地一
	船田重則	同 千百八十四番地
	増田隆之	同 千百二十五番地一
	吉野光浩	同 四百九十四番地四
	山本忠	葛和田三千百六十九番地
	天野芳一郎	同 九十二番地三
	小澤堅一	同 八百番地
	橋本利男	同 千七百七十六番地
	石井淳	同 五百四十一番地
	五月女清孝	同 八百四十番地一
	市野瀬斤三	同 弁財百六十三番地
	小峰正明	同 同 百五十八番地
	鈴木吉明	同 大野百十三番地
	長谷川淳一	同 上須戸七百五十五番地一
	吉田孫兵衛	同 行田市大字北河原二百十二番地
	吉野昌代	同 熊谷市日向五百二番地
同	岡秀美	同 同 五百七十六番地三
監事	吉川勝則	同 葛和田千八百十八番地
同	吉野祐介	同 上須戸三百五十七番地一
同	荻野晃三郎	同 俵瀬百五十四番地